

令和5年度「水田活用産地づくりフォーラム」プログラム

日時：令和6年3月18日(月)
午後1時30分～午後4時
会場：山形ビッグウイング
2階 交流サロン

1 開 会

2 あいさつ

3 内 容

(1) 講 演 13:35～14:40

演題「水田農業政策の転換と水田農業の明日について」

講師 小川 真如 氏 (宇都宮大学農学部農業経済学科助教)

～ 休 憩 ～ 14:45～15:00

(2) 事例紹介 15:00～15:30

「酒田市における大豆と水稻のローテーションの取組みについて」

酒田農業技術普及課 専門普及指導員 加藤 優来 氏

「技術実証圃における水張りの取組みについて」

西村山農業技術普及課 普及指導員 岡田 典晃 氏

(3) 情報提供 15:30～16:00

「令和6年に向けた水田活用の直接支払交付金等について」

東北農政局山形県拠点 総括農政業務管理官 平山 静一郎 氏

4 閉 会

講演

演題「水田農業政策の転換と水田農業の明日について」

講師 小川 真如 氏

【 講師プロフィール 】

小川 真如（おがわ まさゆき）氏

- ・国立大学法人 宇都宮大学農学部農業経済学科助教
- ・一般財団法人 農政調査委員会調査研究部専門調査員

1986年島根県生まれ。

東京農工大学農学部卒業、同大学院修士課程修了

（公社）全国農業共済協会「農業共済新聞」全国記者

早稲田大学大学院博士後期課程修了

茨城大学非常勤講師、富山大学非常勤講師などを経て現職

専攻は農政学、農業経済学。専門社会調査士、修士（農学）、博士（人間科学）
主著に『日本のコメ問題』（中公新書）

『水稻の飼料利用の展開構造』（日本評論社）

『農業再生協議会の現状』（農政調査委員会） など。

【 講演内容 】

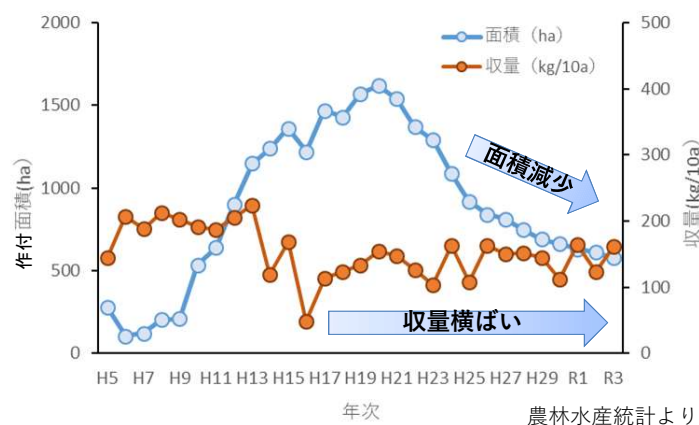
- ・5年以内の水張り要件をめぐるポイント
- ・食料・農業・農村基本法の改正と水田農業の今後
- ・その他の話題提供

～ メ モ ～

酒田市における大豆と水稲のローテーションの取組みについて

庄内総合支庁 酒田農業技術普及課
 専門普及指導員 加藤 優来

酒田市における大豆生産



収量は平成14年以降横ばい

作付面積は平成20年をピークに減少

→飼料用米、加工用米等に転換が主な要因

酒田市において大豆の収量が低い背景

- ・ 水稻を栽培するには不利な条件の圃場は、大豆圃場として選択されやすい
 - 大豆作業は組織化されて作業受委託が多く、**作業組織側が連作による課題を感じていても地権者が前年のまま大豆を選ぶケースが多い**
 - ↳ 例 復田により漏水や水稻生育に影響するかも…

長期連作圃場では、雑草繁茂により低収・高コスト
手をかける意識が薄れていく

悪循環...

水稻と大豆のローテーションの事例を紹介 

3

事例① **(農)ビーンズ本楯の取組み**

酒田市本楯地域

連作圃場で雑草防除に労力のかかった過去の経験から、
受託地でも大豆と水稻の2年毎のローテーションを模索

Point

**受託地において、高収量圃場には加算して
精算することでローテーションに誘導**

→**地域全体で大豆作に対するモチベーションが高まった**

現在は、大豆受託面積約50haを含む約70haにおいて、
管内で需要のある飼料用米と大豆のローテーションを
実現し、**大豆圃場の雑草は少なく収量は200kg/10a程度
と安定、飼料用米の肥料コスト低減にもつながっている**

4

<参考>

(農) ビーンズ本楯の取組みについては、
下記事例集に詳しく掲載されています



第50回全国豆類経営改善共励会
全国農業協同組合中央会会長賞

詳細は東北農政局HPにて
(インタビュー記事も掲載)



5

事例② 酒田市 H 地域の取組み

一部の泥炭地帯では、田植機等が頻繁にぬかることから
水稻の作付けが敬遠され、大豆が長期連作されて来た

→ 早くから雑草が繁茂し、毎年除草に苦勞していた

↳ 水稻に戻したいが、打開する方法が見つからない…



6

Point

ドローンを活用した直播栽培の導入

管内で需要のある稲WCSにおいて、
地域の若手生産者がドローンによる播種作業を受託する
体制ができたことで面積拡大が加速

→大豆と水稲を容易にローテーションできるようになり
大豆圃場の固定化は徐々に解消、雑草密度は低減して
来ている



7

酒田市における大豆と水稲のローテーションの取組み

	(農)ビーンズ本楯の事例	H地域の事例
課題	雑草を抑えるため水稲と大豆のローテーションを行いたいが、どうすれば地権者の同意を得やすいか…	田植機等がぬかる圃場では水稲作付が敬遠され、水稲と大豆のローテーションができない…
改善点	加算金の創設	ドローン播種受託体制の整備
結果	ローテーションが実現し、雑草減、大豆収量安定、飼料用米コスト低減につながっている	ローテーションが可能となり、取組面積拡大。雑草密度が低下

8

技術実証圃における水張りの取組みについて

西村山農業技術普及課

取組内容

【実証内容】

播種前1か月湛水によるそば（品種：でわかおり）の生育
および収量・品質

○湛水期間：6月5日～7月5日（31日間）

【圃場条件】

（1）圃場住所 大江町本郷

（2）作付面積 10a

（3）ほ場条件 グライ土

（4）作付履歴 そばの連作2年目の圃場

（5）その他

慣行区 同一町内で設定（30a）

予備試験区 前作水稲で、そば作付け1年目の圃場（5a）
においても1か月湛水を実施した。

2

取組内容

【水張関連作業】

- 事前作業（排水・漏水対策）
 - ・前作そば収穫後は、そのままの状態（耕起無）
 - ・漏水防止のため、4月に水口補修、畦塗を実施
 - ・湛水後の排水用に、トラクター車輪跡を活用した、簡易的な額縁明渠を設置
- 湛水
 - ・6/5から入水を開始し、水深が5cm程度となるように随時入水し、湛水状態を維持



担当者の声

「水が落ち着くまでの1週間は、ほぼ毎日水深を確認し入水。その後も2～3日に一度は入水が必要だった。暗渠作業時のトラクターの車輪跡で圃場が凸凹し、高低差がついてしまったことが反省材料。」

3

取組内容



6月5日入水中



6月5日中央部は5cmの水深



6月6日（翌日）

高低差が大きく圃場全面を完全に水没させるのは困難。圃場中央部の平均的などころで5cmの水深を確保して入水を止めた。翌日には右の画像まで漏水している。

4

取組内容



6月5日入水直後



6月9日

前作水稲でそば作付け初年目の圃場（5a）では、4日でも漏水が少なく、入水時の水深を維持している。

5

取組内容

○湛水終了後の管理

- ・湛水終了は7/5 湛水期間31日間
- ・湛水期間終了後は水尻を開放し明渠を利用して落水

○湛水終了後の追加管理作業

- ・水張期間に水田雑草（ホタルイ、コナギ等）が発生したため、機械除草を実施
- ・水尻を開放し自然落水したが、トラクターによる耕起作業が可能な乾燥程度になるのに3週間程度を要した。

担当者の声

「湛水期間に雑草が繁茂し、草刈りが大変であった。表面の水は明渠で落水できたが、トラクターの車輪跡に残った水は手作業で排水までつなげる必要があった。」

6

耕種概要

○基肥散布

化成肥料 N- P- K=2.8-2.8-2.8kg/10a

○耕起

8/5 砕土率も良好

○播種

播種日：8/7

播種量 (kg/10a) : 5kg

(出芽不良につき8月18日に2kg追い播き)

播種方式：散播

※比較のため慣行区を設置。

慣行区の播種は7/27、播種量は5kg/10a



担当者の声

「7月下旬には耕起できる状態まで乾いたが、水稻追肥や防除作業と重なり、播種が遅れた。散播で覆土が浅く高温干ばつの影響を受け、出芽が揃わず、10日後に追い播種をすることになってしまった。」

7

結果の概要

○生育経過

区名	品種名	出芽期 (月日)	出芽の良 否	苗立本数 (本/m ²)	開花期		成熟期		倒伏 程度
					月日	草丈 (cm)	月日	草丈 (cm)	
湛水区	でわかおり	8/20	やや不良	64	9/4	85	10/19	115	3
慣行区	でわかおり	8/7	良	72	8/23	124	10/15	141	4

注1) 出芽期は全個体数の40~50%が出芽した日とし、出芽状況は観察とする
 注2) 開花期は花が一つでも咲いた個体が、全個体数の40~50%に達した日
 注3) 成熟期は子実の70~80%が黒色または黒褐色に達した日
 注4) 倒伏程度は0~4で評価する

○概況

- ・播種後の高温少雨の影響で出芽期までに時間がかかったため、追播きしたものの苗立ち数は慣行の9割弱にとどまった。
- ・開花期は慣行区より12日程度遅れ、草丈も2~3割程度短かったため、倒伏程度が慣行より軽く、登熟が順調で成熟期は慣行より4日程度の遅れに留まった。

8

結果の概要



9月15日 そば2年目



9月15日 そば1年目

生育はややバラついている。草丈が低く倒伏はほぼ見られない。

9

結果の概要

○収量・品質

区名	品種名	刈取日 (月日)	全重 (kg/10a)	子実重 (kg/10a)	千粒重 (g)	容積重 (g/l)	外観品質 (検査等級)
湛水区	でわかおり	10/23	435	159	32.7	603	2等
慣行区	でわかおり	10/23	433	47	30.7	608	2等

○概況

- ・子実重は慣行区を大きく上回る159kg/10aとなり、千粒重も慣行区より2g程度重くなった。容積重が不足し検査等級は慣行区同様2等にとどまった。
- ・子実重が慣行区を大きく上回った理由としては、播種後の高温乾燥により、慣行区より出芽・開花期が大幅に遅れた（追播した個体はより遅れた）ことで開花期の高温による稔実不良を回避したことや、草丈が短く倒伏の影響が少なくなったことが考えられる。

10

結果の概要



成熟期 そば2年目



成熟期 そば1年目

倒伏はしたものの、完全倒伏までには至らなかったため、収穫作業には大きな影響はなかった。

11

まとめ 1

- そば作付け2年目の圃場で、漏水対策（水尻補修、明渠設置）を徹底したが、湛水状態を維持するためには、見回り、追加入水が必要。
湛水後1週間程度は日減水深3～5cm以上。その後、日減水深は2cm程度。
- 漏水対策等でトラクター作業が伴う場合、車輪の轍などがその後の湛水、排水作業の障害になる場合があるため、セミクローラトラクターなどでの対応を検討する必要がある。
- 湛水期間中に漏水により田面（特にロータリーの轍の高い部分）が露出することで、雑草の発生が促される。湛水終了時には畑雑草と水田雑草が混在して多発生状態となり、草刈りが必要となった。

12

まとめ 2

○以下の条件を満たす、アメダス左沢の平年値に基づいた

推定播種晩限は8 / 6

※1 : 播種から開花始期までの必要日数25日

※2 : 開花9日前~20日後の30日間の平均気温が21℃以上、
最高気温が25℃以上、最低気温が17℃以上であること

※3 : ※1及び2を満たすことが必要

○今年の播種期8 / 7は、平年値に基づく播種晩限を超えている。

今年度は高温の影響で上記の要件(※2)を大きく上回る条件下での試験となったが、安定生産を考えれば、なるべく早めの播種が必要。

13

まとめ 3

担当者からの聞き取りによる総合評価

①水尻補修や明渠設置よりも湛水状態を維持するための毎日の水回りが負担であった。

②播種が遅くなれば、今年のような極端な高温干ばつにならなくとも、高温時の播種になるので、ほ場の乾燥による出芽ぞろいの低下が心配。

③そば作付け2年目でも、湛水を維持するのが大変だったが、長年連作した圃場はさらに苦勞するのではないか。

④圃場の場所的に隣接する圃場を気にする必要がなかったが、隣の圃場への漏水なども心配。

14

令和6年度水田営農に係る施策について

令和6年1月

東北農政局山形県拠点（経営所得担当）

I. 水田活用の直接支払交付金

【水田活用の直接支払交付金の趣旨（要綱から引用）】

国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給のほか、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、持続性に優れた生産装置である水田を最大限に有効活用することが重要。

飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づく、地域の特色ある魅力的な製品の産地づくりに向けた取組への支援。

【水田活用の直接支払交付金の交付対象農地】 【参考1】

前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したものの、ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

令和9年度以降、過去5年間連続して水稲の作付けが行われていない農地
なお、次の全てに該当する場合は、水稲の作付けが行われたものとみなす。

ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること

イ 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること

II. 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

1 5年に1度の水張根拠 【参考2】

2 5年に1度の「水稲作付による確認」が基本。

1か月以上の湛水は、令和4年度（7月末）の要望調査を受けての措置。

3 湛水状態における水深等の基準

具体的な湛水の基準はないが、水張りは、現行の要綱に明記されているとおり、水稲作付けにより確認することを基本としていることから、水稲作付けの場合と同等の湛水管理を行っていただくことが基本。

III. 令和6年度概算決定の概要、畑地化促進事業

【参考3】

令和6年度概算決定では、水田活用の直接支払交付金等について戦略作物助成、産地交付金等の単価に変更なし。畑地化促進事業は令和5年度補正予算と合わせて実施。

令和5年度の補正予算では、令和5年産の畑地化支援事業の2次配分に要する予算と、6年産の畑地化を支援するための予算をあわせて750億円措置。

なお、経営所得安定対策の、ゲタ対策の「畑作物の直接支払交付金」と、ナラシ対策「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金」については、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」に基づく対策はこれまでどおり実施。

経営所得安定対策等実施要綱

(別紙1)

水田活用の直接支払交付金の交付対象農地 (抜粋)

2 交付対象水田の範囲

(1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地
- ② 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地として、次のいずれかに該当するもの

ア たん水設備(畦畔等)を有しない農地(本地に直ちに均平することが難しい傾斜がある場合を含み、作物の生産性の向上のため一時的に畦畔を撤去している場合を除きます。)

イ 所要の用水を供給しうる設備(用水源及び用水源から引水を行う用水路等の設備。以下同じです。)を有しない農地(天水のみで水稻生産が行えることを近隣水田の生産実績等で示すことができる場合を除きます。)又は土地改良区内にあっては水稻生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていない農地

- ③ 平成30年度以降、3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地ただし、次に掲げる場合を除きます。

ア 人・農地プランにおいて近い将来農地の出し手となる者の農地(平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。)として位置付けられたもの

イ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの

ウ 農地中間管理権が設定されたもの

- ④ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

ア 被災した農地、道路又は所要の用水を供給しうる設備が災害復旧事業(国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以下同じです。)の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること

イ 農業基盤整備事業等の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること

なお、次の全てに該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。

アたん水管理を1か月以上実施したことが確認できること

イ連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること

○ H28.4 予算執行調査の開始

○ H28.6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的にものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき



畦畔
(けいはん)



交付対象となっていた水田
(畦畔はない)

○ H29.1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
 - ① 湛水設備(畦畔等)を有しない農地
 - ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
- ⇒ 要綱に反映(H29.4月1日付け政策統括官通知)

○ R3.12 R3.12に決定した方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間(R4～R8)に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

[令和3年12月に決定した方針]

- ・ 5年間に一度も水張り（水稻作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われていない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日 (参) 農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

[令和4年秋に具体化された内容]

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

【目的】

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

令和6年度水田活用予算の全体像

【参考3】

○ 令和6年度当初予算と令和5年度補正予算を合わせ、令和6年度における畑地化や作付転換支援に対応可能な予算総額を確保。

令和5年度補正予算

< 令和5年度 >

① 畑地化促進事業
(5年度産保留分)
750億円【R5補正】

③ 水田活用の
直接支払交付金
(5年度産不足分)
110億円
【R5補正】

< 令和6年度 >

令和6年度当初予算

畑地化支援

② 畑地化促進事業
(畑地化の取組等への支援)
180億円【R5補正】

畑作物産地形成

④ 畑作物産地形成促進事業
(旧水田リノベーション事業)
110億円【R6当初】

⑤ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策
50億円【R5補正】 + 1億円【R6当初】

畑地化促進助成

水田活用の直接支払交付金
2,905億円
【R6当初】

コメ新市場開拓等促進事業
(旧水田リノベーション事業)
110億円【R6当初】

<対象作物>新市場開拓用米(輸出用米等)、加工用米、米粉用米

< 関連予算 >

- ・国産シェア拡大対策(麦・大豆) 80億円【R5補正】
(乾燥調整施設等の導入、ストックセンターの整備等)
- ・米粉の利用拡大支援 20億円【R5補正】
(米粉の利用拡大支援対策事業)
- ・国産飼料の生産・利用拡大 130億円(所要額)【R5補正】 + 18億円の内数【R6当初】
(飼料自給率向上緊急対策、飼料増産・安定供給対策)
- ・機械・施設等の導入支援 310億円【R5補正】 + 121億円【R6当初】
(産地生産基盤パワーアップ事業、強い農業づくり総合支援交付金)
- ・汎用化・畑地化等に向けた基盤整備 460億円の内数【R5補正】 + 152億円【R6当初】
(農業農村整備事業等)
- ・中山間地域対策 5億円の内数【R5補正】 + 411億円【R6当初】
(元気な地域創出モデル支援事業、農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業、最道土地利用総合対策等)

令和6年産における水田活用予算の見直しの主な変更点

【 令和5年産 】

水田活用の直接支払交付金 【R5当初】

- 戦略作物助成、産地交付金など*
 - ・飼料用米/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
 - ・新市場開拓用米の複数年契約： 1万円/10a など
- 畑地化促進助成 ※①～③はR4補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
 - ①畑地化支援*
 - ②定着促進支援*
 - ③産地づくり体制構築等支援
 - ④子実用とうもろこし支援*

畑地化促進事業 【R4補正】

- 畑地化支援*：**高収益作物 17.5万円/10a**、畑作物14.0万円/10a
- 定着促進支援*：**高収益作物・畑作物 2.0(3.0※)万円/10a**×5年間
※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
②土地改良区決済金等支援：上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業* 【R4補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a（R6年に畑地化する場合は4.5万円/10a）

コメ新市場開拓等促進事業* 【R5当初】

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a

【 令和6年産 】

水田活用の直接支払交付金 【R6当初】

- 戦略作物助成、産地交付金など*
 - ・飼料用米（**多収品種**）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
 - ・**飼料用米（一般品種）への数量払**
：標準単価**7.5万円（収量に応じて5.5～9.5万円/10a）**
 - ・新市場開拓用米の複数年契約※： 1万円/10a
※**コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象** など
- 畑地化促進助成 ※①～③はR5補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
 - ①畑地化支援*
 - ②定着促進支援*
 - ③産地づくり体制構築等支援
 - ④子実用とうもろこし支援*

畑地化促進事業 【R5補正】

- 畑地化支援*：**高収益作物 14.0万円/10a**、畑作物14.0万円/10a
※**配分基準から取組品目によるポイントを削除**
- 定着促進支援*：**高収益作物・畑作物 2.0(3.0※)万円/10a**×5年間
※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
②土地改良区決済金等支援：上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業* 【R5補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a（R7年に畑地化する場合は4.5万円/10a）
※**畑地化に取り組み協議会を優先採択。また配分基準に新規取組者の割合等によるポイントを追加**

コメ新市場開拓等促進事業* 【R6当初】

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a
※**配分基準に新規取組者の割合等によるポイントを追加**

（注：*印を付した事業及び支援メニューは、農業経営基盤強化準備金の対象となります。）

令和6年産における水田活用直接支払交付金及び関連対策（稲作関係）

[令和5年産]

水田活用の直接支払交付金

- [戦略作物助成]
- ・加工用米 20,000円/10a
 - ・WCS用稲 80,000円/10a
 - ・飼料用米/米粉用米 55,000円～105,000円/10a
(標準単価 80,000円/10a)

[産地交付金]

- ・新市場開拓用米 20,000円/10a
- ・新市場開拓用米の複数年契約 10,000円/10a

※ コメ新市場開拓等促進事業の対象となった面積は戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び産地交付金の新市場開拓用米（20,000円/10a）の対象面積から除く

コメ新市場開拓等促進事業

- 主な要件として、
- ①実需者との結び付き
 - ②低コスト生産等の技術導入を行う場合に、
- ・新市場開拓用米 40,000円/10a
 - ・加工用米 30,000円/10a
 - ・米粉用米（専用品種*） 90,000円/10a
- *パン・めん用の専用品種

[令和6年産]

水田活用の直接支払交付金

- [戦略作物助成]
- ・加工用米 20,000円/10a
 - ・WCS用稲 80,000円/10a
 - ・飼料用米（専用品種）/米粉用米 55,000円～105,000円/10a
(標準単価 80,000円/10a)
 - ・飼料用米（一般品種） 55,000円～95,000円/10a
(標準単価 75,000円/10a)

[産地交付金]

- ・新市場開拓用米 20,000円/10a
 - ・新市場開拓用米の複数年契約* 10,000円/10a
- *コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

※ コメ新市場開拓等促進事業の対象となった面積は戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び産地交付金の新市場開拓用米（20,000円/10a）の対象面積から除く

コメ新市場開拓等促進事業

- 主な要件として、
- ①実需者との結び付き
 - ②低コスト生産等の技術導入を行う場合に、
- ・新市場開拓用米 40,000円/10a
 - ・加工用米 30,000円/10a
 - ・米粉用米（専用品種*） 90,000円/10a
- *パン・めん用の専用品種
- ※ 配分基準に新規取組者の割合等によるポイントを追加

令和6年産における水田活用直接支払交付金及び関連対策（畑作関係）

[令和5年産]

水田活用の直接支払交付金

[戦略作物助成]

・麦、大豆、飼料作物 35,000円/10a

※ 畑作物産地形成促進事業の対象となった面積は戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし）の対象面積から除く）

畑作物産地形成促進事業

主な要件として、

- ①実需者との結び付き
- ②低コスト生産等の技術導入を行う場合に、

・麦、大豆、高収益作物（加工・業務用等）、子実用とうもろこし 40,000円/10a

[加算措置]

・令和6年度に畑地化に取り組む場合 5,000円/10a

畑地化促進事業（畑地化促進助成）

- ・畑地化支援 高収益作物 17.5万円/10a
畑作物 14.0万円/10a
- ・定着促進支援 高収益作物・畑作物 2.0万円/10a×5年間
加工・業務用野菜等 3.0万円/10a×5年間

・産地づくりの体制構築等支援

- ①産地づくりに向けた体制構築支援 : 1 協議会あたり上限300万円
- ②土地改良区決済金等支援 : 上限25万円/10a

・子実用とうもろこし支援 : 1.0万円/10a

[令和6年産]

水田活用の直接支払交付金

[戦略作物助成]

・麦、大豆、飼料作物 35,000円/10a

※ 畑作物産地形成促進事業の対象となった面積は戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし）の対象面積から除く）

畑作物産地形成促進事業

主な要件として、

- ①実需者との結び付き
- ②低コスト生産等の技術導入を行う場合に、

・麦、大豆、高収益作物（加工・業務用等）、子実用とうもろこし 40,000円/10a

[加算措置]

・令和7年度に畑地化に取り組む場合 5,000円/10a

※ 畑地化に取り組む協議会を優先採択。また、配分基準に新規取組者の割合等によるポイントを追加

畑地化促進事業（畑地化促進助成）

- ・畑地化支援 高収益作物 14.0万円/10a
畑作物 14.0万円/10a
- ・定着促進支援 高収益作物・畑作物 2.0万円/10a×5年間
加工・業務用野菜等 3.0万円/10a×5年間

※ 配分基準から取組品目によるポイントを削除

・産地づくりの体制構築等支援

- ①産地づくりに向けた体制構築支援 : 1 協議会あたり上限300万円
- ②土地改良区決済金等支援 : 上限25万円/10a

・子実用とうもろこし支援 : 1.0万円/10a

1 水田活用の直接支払交付金等

【令和6年度予算概算決定額 301,500 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大 (麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで])
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大 (飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合には、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

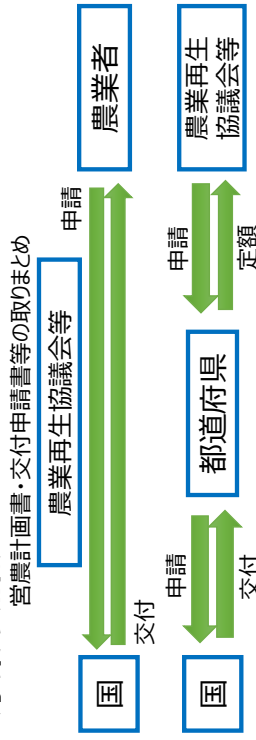
4. 畑地化促進助成

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

5. コメ新市場開拓等促進事業 11,000 (11,000) 百万円
産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。^{※7}

※7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a ^{※2}

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

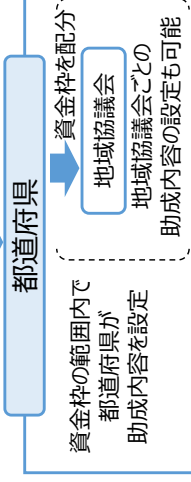
※2：飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a (5.5~9.5万円/10a)

今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a (5.5~7.5万円/10a) とする

産地交付金

国 → 都道府県 → 資金枠を配分^{※3} → 地域協議会 → 地域協議会ごとの助成内容を設定

○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分



<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
- ・ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。ただし、①漏水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（草幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約 ^{※4} （3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分）	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

※4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成

（令和5年度補正予算と併せて実施）

① 畑地化支援^{※5}：14.0万円/10a

② 定着促進支援^{※5}（①とセット）：2万円（3万円^{※6}）/10a×5年間
または10万円（15万円^{※6}）/10a（一括）^{※6}：加工・業務用野菜等の場合

※5：対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）

③ 産地づくり体制構築等支援

④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

2 コメ新市場開拓等促進事業

【令和6年度予算概算決定額 11,000 (11,000) 百万円】

＜対策のポイント＞

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等に取り組み生産者を支援します。

＜事業目標＞

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米粉用米の生産を拡大（米粉用米13万t [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

11,000 (11,000) 百万円

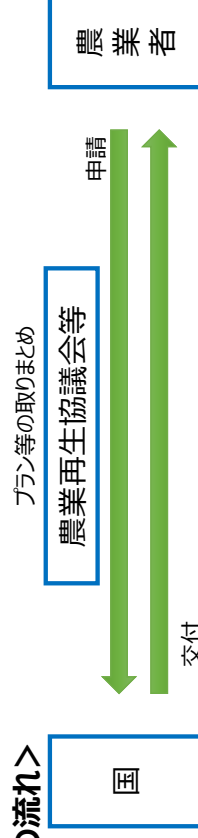
産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

- ① 対象作物：令和6年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ② 交付単価：新市場開拓用米 4万円/10a
加工用米 3万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種） 9万円/10a
- ③ 採択基準：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、予算の範囲内で採択

＜留意事項＞

- ※1 令和6年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和6年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、30百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



直播栽培



土壌診断に基づく施肥

米粉用米（パン・めん用の専用品種）の例

（パン用の専用品種）

・ミズホチカラ

・笑みたわわ 等

（めん用の専用品種）

・亜細亜（あじあ）のかおり

・ふくのこ 等



【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

1 畑作物の本作化対策<一部公共>

【令和5年度補正予算額 157,700百万円の内数】

<対策のポイント>

国産需要が高まる**麦・大豆等の畑作物の本作化**に向け、**水田**における**畑作物の導入・定着**に向けた**取組や、機械・技術の導入**のほか、**水田の畑地化・畑地の高機能化**等に必要となる**基盤整備、安定供給**に向けた**流通対策、利用拡大**に向けた**消費対策等の支援**を行います。

<政策目標>

- 麦・大豆等の生産量を拡大（小麦 108万t、大麦・ばか麦 23万t、大豆 34万t [令和12年度まで]）
- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t [平成29年] → 145万t [令和12年まで]）

<事業の全体像>

水田における畑作物の本作化の促進

○ 畑地化促進事業 75,000百万円

・ 水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間を支援

・ 畑作物の産地づくりに向けた**関係者間の調整**や、**土地改良区の地区除外決済金**等を支援



○ 畑作物産地形成促進事業 18,000百万円

・ 実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入**や**畑作物の導入・定着**に向けた**取組を支援**

小麦・大豆の国産化の推進

○ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策 5,000百万円

・ 麦・大豆等の国産シエアを拡大するため、**水田・畑を問わず、作付けの回地化**や**営農技術の導入**等を支援するほか、**安定供給**に向けた**一時保管**や**新たな流通モデル**づくり、**利用拡大**に向けた**新商品開発、マッチング**等を総合的に支援

○ 産地生産基盤パワーアップ事業のうち

国産シエア拡大対策（麦・大豆） 8,000百万円

・ **農業機械**や**乾燥調製施設**の導入、**ストックセンター**の整備、**食品加工施設**の整備等を支援

加工・業務用野菜等の国産化の推進

○ 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シエア拡大対策（園芸作物等） 2,500百万円

・ 加工・業務用野菜等の国産シエアを拡大するため、**サプライチェーンの強靱化**に向けた**農業機械・技術等の導入、流通加工施設の整備、需要拡大**に資する**全国的な取組**等を支援

○ 国産需要の高い作物の生産拡大支援

○ 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業 3,200百万円の内数

・ **てん菜の一部**を国産需要の高い大豆等に**転換**する**取組**を支援

農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策 46,000百万円の内数

・ **パイプライン化**や**排水改良**等による**水田の畑地化**等の**基盤整備**を支援



・ **畑地かんがい施設の整備**や**区画整理、農道整備**等の**基盤整備**を支援

・ **畜産クラスター計画**を策定した地域において、**草地の大区画化、排水改良**等の**基盤整備**を推進



草地の整備・改良

1-1 畑作物の本作化対策<一部公共>のうち

畑地化促進事業

【令和5年度補正予算額 75,000百万円】

<対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組み地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

<政策目標>

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1 畑地化支援

水田を畑地化※して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるとはしない）。以下同じ。）

2 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

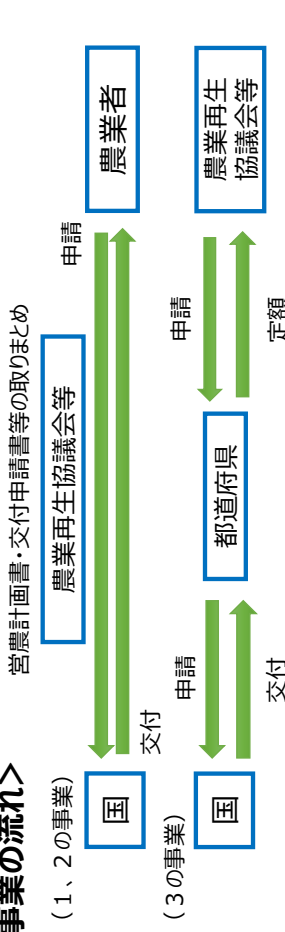
イ 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

<事業の流れ>



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

<事業イメージ>

畑地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援 (令和6年産単価)	2 定着促進支援 (令和6年産単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14.0万円※/10a <small>（※ 令和5年産に採択された者は） 17.5万円/10a</small>	・ 2.0 (3.0※) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0※) 万円/10a (一括) （※ 加工・業務用野菜等の場合）
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※ 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

令和5年度または6年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

1-2 畑作物の本作化対策<一部公共>のうち

畑作物産地形成促進事業

【令和5年度補正予算額 18,000百万円】

<対策のポイント>

水田における畑作物の導入・定着により、水田農業から需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結びつきの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組み生産者を支援します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha【令和12年度まで】）

<事業の内容>

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 18,000百万円

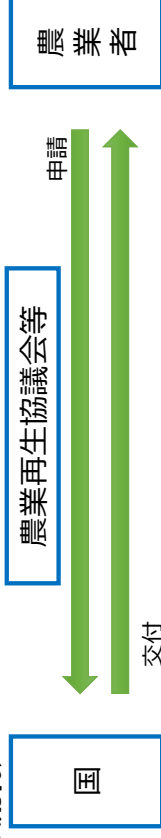
産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

- ① 対象作物：令和6年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② 交付単価：4万円/10a
- ③ 加算措置：令和7年度に畑地化に取り組み場合、0.5万円/10aを加算（畑地化加算）
- ④ 採択基準：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

<留意事項>

- ※1 令和6年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和6年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。
- ※5 予算額のうち、54百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



大豆300A技術



土壌診断に基づく施肥

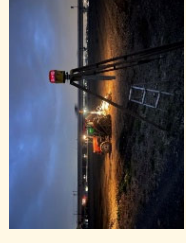
畑作物の導入・定着に向けた取組



【例】排水対策（明渠、暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均平

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

1-4 畑作物の本作化対策<一部公共>のうち

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業

【令和5年度補正予算額 3,200百万円】
 (関連事業：産地生産基盤パワーアップ事業 持続的畑作確立枠 600百万円)

<対策のポイント>

畑作産地において、病害虫の発生、需要の変化、労働力不足等に対応するため、サツマイモ基腐病等の病害抑制と需要に応じた生産拡大の両立、種ばれいしよの供給力の強化、労働負担軽減、環境に配慮した生産体制の確立、豆類・そばの安定生産体制の強化、砂糖の需要拡大等の取組を支援します。

<事業目標>

- かんしよの生産量の増加 (86万t [令和12年度まで])
- ばれいしよの生産量の増加 (239万t [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 国産需要の高い作物の生産拡大等支援

- ① ばれいしよの生産拡大のため、種ばれいしよの新産地形成や実需と連携した産地モデルの育成、病害抵抗性品種の導入等の取組を支援します。
- ② 豆類、そばの安定生産のため、豆類の複数年契約取引の拡大や新品種の導入、そばの湿害対策技術の導入や複数年契約取引の拡大等の取組を支援します。
- ③ 労働負担の軽減を図るため、基幹作業の外部化や省力作業機械の導入等の取組を支援します。
- ④ 需要の高い作物の増産を図るため、てん菜の一部を需要の高い作物に転換する取組を支援します。

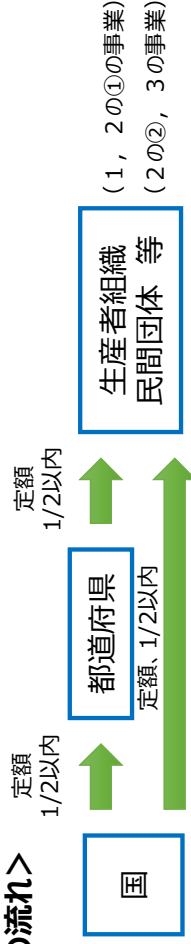
2. 環境に配慮した生産体系確立支援

- ① 環境に配慮した生産技術確立のため、化学農薬や化学肥料の投入量を低減した栽培方法の実証等の取組を支援します。
- ② かんしよの病害抑制のため、交換耕作の導入・拡大や継続栽培等の取組を支援します。

3. 砂糖等の新規需要開拓支援

甘味資源作物の持続的な生産を確保するため、加糖調製品から国内で製造された砂糖を用いた調製品への置き替えを促すための市場調査やマッチング・PR、新製品開発等の取組を支援します。また、甘味資源作物の他用途利用を図る取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑作産地を取り巻く環境の変化や課題

- ・かんしよや加工用・でん粉原料用ばれいしよ、豆類、そば等の需要の高まり
- ・労働力不足の顕在化・難防除病害虫等の発生リスク
- ・減化学農薬・減化学肥料などの環境意識の高まり 等



様々なリスクや環境の変化への対応力強化・生産性向上による
 持続可能な畑作生産体系の確立に向けた取組を支援

国産需要の高い作物の生産拡大

- ▶ 種ばれいしよの新産地形成、実需と連携したばれいしよ産地モデルの育成等を支援
- ▶ 豆類の複数年契約取引の拡大や新品種の導入を支援

▶ そばの湿害対策技術の導入や複数年契約取引の拡大等を支援

▶ 基幹作業の外部化や省力機械の導入等の取組を支援



▶ てん菜の一部を需要の高いばれいしよや豆類等に転換する取組を支援

環境に配慮した生産体系確立

- ▶ 減化学農薬・減化学肥料など環境に配慮した生産を拡大するための実証等を支援
- ▶ 交換耕作の導入・拡大、継続栽培等を支援



砂糖等の新規需要開拓

- ▶ 市場調査やPR等の取組、新たな製品開発のための機械設備等の導入を支援
- ▶ 甘味資源作物の他用途利用に向けた取組を支援

関連事業：産地生産基盤パワーアップ事業 (持続的畑作確立枠 (600百万円))

持続可能な畑作生産体系の確立に向けた農業機械等の導入を支援。
 (別途、畑作産地の課題に沿った成果目標を設定)

【お問い合わせ先】 農産局地域作物課 (03-6744-2115)